

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十四条第四項に規定する発行手数料（以下「発行手数料」という。）及び同条第五項に規定する情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料)

第二条 申請者（法第三条第二項に規定する申請者をいう。）は、同条第七項の規定による電子証明書の提供を受ける際、発行手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された発行手数料は、法第三十四条第四項の規定により、指定認証機関（同条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。）の収入として収受させることとし、その収受の手続については、規則で定める。

3 発行手数料の額は、法第三十四条第一項の規定により指定認証機関が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定めるものとする。

4 前項の場合において、指定認証機関は、知事が必要と認める事項を勘案して、発行手数料の額を定めることができる。

(情報提供手数料)

第三条 署名検証者（法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。）は、法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（以下「保存期間に係る失効情報の提供」という。）又は同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（以下「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、情報提供手数料を指定認証機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された情報提供手数料は、法第三十四条第五項の規定により、指定認証機関の収入として収受させることとする。

3 情報提供手数料の額は、法第三十四条第一項の規定により指定認証機関が行う保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、指定認証機関が定め

るものとする。

4 前条第四項の規定は、情報提供手数料の額について準用する。

（その他）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

二十一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例（平成十五年十二月奈良県条例第二十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第二条第一項の規定により納付される発行手数料の徴収に係る事務 2 1 に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	各市町村
--	-------------